

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案

平成 31 年（2019 年）2 月 8 日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「別表 1 の 2 及び別表 1 の 3」を「別表第 1 の 2 及び別表第 1 の 3、臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条並びに臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 18 年厚生労働省令第 75 号）附則第 2 条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和 33 年厚生省令第 24 号）第 12 条」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、医療法施行規則第 9 条の 8 第 1 項中「法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の病院、診療所又は前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設を除く。）における厚生労働省令で定める基準」とあるのは「病院、診療所又は臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和 56 年厚生省告示第 17 号。次項において「施設告示」という。）に定める施設（第 4 号に掲げる施設を除く。）における検体検査の業務（札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 30 年条例第 5 号。以下「介護医療院基準条例」という。）第 33 条第 4 項第 1 号の規定による検体検査の業務をいう。次項において同じ。）の適正な実施に必要なものの基準」と、同条第 2 項中「法第 15 条の 3 第 1 項第 2 号の前条の施設（施設告示第 4 号に定める施設に限る。）における厚生

労働省令で定める基準」とあるのは「施設告示第4号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、第9条の9第1項中「法第15条の3第2項の規定による医療機器又は医学的処置若しくは手術」とあるのは「介護医療院基準条例第33条第4項第2号の規定による医療機器又は医学的処置」と、第9条の12中「法第15条の3第2項の規定による第9条の8の2に定める医療機器」とあるのは「介護医療院基準条例第33条第4項第3号の規定による医薬品医療機器等法第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器」と、第9条の13中「法第15条の3第2項の規定による医療」とあるのは「介護医療院基準条例第33条第4項第4号の規定による医療」と、臨床検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成30年条例第5号）第33条第4項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令附則第2条の規定によりなおその効力を有することとされた同令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則第12条第1項中「法第20条の3第2項の厚生労働省令で定める基準」とあるのは「札幌市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第33条第4項第1号の規定による検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準を定める厚生労働省令の一部改正に伴い、介護医療院の管理者が血液検査等の検体検査の業務を委託した場合の当該検査の精度の確保に係る基準を改正する等のため、本案を提出する。